

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第30期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

- ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

株式会社オールアバウト

連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://corp.allabout.co.jp/ir/>）に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

連結株主資本等変動計算書

（2021年4月1日から
2022年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日 期首残高	1,281,828	2,261,196	1,422,453	△658,214	4,307,263
会計方針の変更による 累積的影響額			△482		△482
遡及処理後 2021年4月1日 期首残高	1,281,828	2,261,196	1,421,971	△658,214	4,306,780
連結会計年度中の変 動額					
新株の発行（新株予 約権の行使）	3,666	3,666			7,332
剰余金の配当			△94,544		△94,544
親会社株主に帰属す る当期純利益			343,681		343,681
自己株式の取得		200		△1,205	△1,004
自己株式の処分		△35,143		77,157	42,013
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変動額（純額）					
連結会計年度中の変 動額合計	3,666	△31,276	249,137	75,951	297,479
2022年3月31日 期末残高	1,285,494	2,229,919	1,671,108	△582,262	4,604,259

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計			
2021年4月1日 期首残高	△699	△699	6,356	368,854	4,681,774
会計方針の変更による 累積的影響額		—			△482
遡及処理後 2021年4月1日 期首残高	△699	△699	6,356	368,854	4,681,291
連結会計年度中の変 動額					
新株の発行（新株予 約権の行使）					7,332
剰余金の配当					△94,544
親会社株主に帰属す る当期純利益					343,681
自己株式の取得					△1,004
自己株式の処分					42,013
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変動額（純額）	2,645	2,645	△17	6,125	8,753
連結会計年度中の変 動額合計	2,645	2,645	△17	6,125	306,232
2022年3月31日 期末残高	1,945	1,945	6,338	374,979	4,987,524

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 5社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社オールアバウトライフワークス
株式会社オールアバウトライフマーケティング
株式会社オールアバウトナビ
株式会社LMサービス
株式会社オールアバウトパートナーズ

② 非連結子会社の状況

- ・ 非連結子会社の名称 一般社団法人楽習フォーラム推進協議会
- ・ 連結の範囲から除いた理由 一般社団法人楽習フォーラム推進協議会は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・ 持分法を適用した関連会社の数 1社
- ・ 会社の名称 日テレ・ライフマーケティング株式会社

② 持分法を適用していない非連結子会社の状況

- ・ 会社等の名称 一般社団法人楽習フォーラム推進協議会
- ・ 持分法を適用しない理由 一般社団法人楽習フォーラム推進協議会の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する事項

連結の範囲の変更

2021年4月に株式会社オールアバウトパートナーズを設立したことにより、当連結会計年度より同社を連結の範囲に含めております。また、2021年12月にディー・エル・マーケット株式会社を清算したことにより、当連結会計年度より同社を連結の範囲から除外しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

関係会社株式

・移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

・市場価格のない株式等
以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ 棚卸資産

・未成制作費

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法を採用しております。）

・商品及び製品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法を採用しております。）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法

但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～15年

工具器具備品 4年～15年

ロ 無形固定資産

定額法によっております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(6) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えて、賞与支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

（主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点）

（マーケティングソリューション）

① 広告掲載に係る収益認識

広告掲載においては、主に当社グループが運営するメディア等に広告主と合意した契約条件に基づき、掲載期間にわたって広告を掲載する履行義務を負っており、当該掲載期間において収益を認識しております。

② 広告の配信に係る収益認識

広告の配信においては、主に当社グループが運営するメディアにおいて各種広告の配信を行う履行義務を負っており、顧客との契約において合意された成果が得られた時点等で収益を認識しております。

なお、上記のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについて

は、他の当事者が提供する役務と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(コンシューマサービス)

① 自社ECサイトを通じた商品販売に係る収益認識

自社ECサイトでの商品の販売においては、顧客から発注を受けた商品を提供する履行義務を負っており、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、国内の商品販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

② ECプラットフォーム運営に係る収益認識

ECプラットフォーム運営においては、プラットフォーム出店者がサイト上で商品の販売を可能とする履行義務を負っており、当該サイトを通じた出店者による商品の販売時点において契約定められた一定金額を収益として認識しております。

なお、上記取引の対価はいずれも履行義務充足後、別途定める支払条件により、概ね3か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(8) のれんの償却方法及び償却期間 その効果が発現すると見積もられる期間（20年以内）において定額法で償却しております。

(9) その他連結計算書類作成のための基本となる事項

① 退職給付に係る負債の計上基準

当社グループの一部において、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における自己都合要支給額を計上しております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来、本人取引として計上していたコンテンツマーケティング及びコンテンツ提供による取引について、顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として純額で収益を認識しております。

広告掲載やイベント開催による取引については、従来の基準に比して収益認識期間のずれが生じるため、それぞれの履行義務の充足時期に対応して収益を認識することとしております。

また、当該基準では、企業が顧客との契約の一部として、企業から追加的な財又はサービスを割引価格で購入できるオプションを顧客に付与した場合は、オプションを付与した時点では別個の履行義務として識別し、取引対価の一部を契約負債として認識し、将来の財又はサービスが顧客に移転した時点、又は行使期限が終了した時点で収益を認識することが要請されています。

これにより、従来、売上時に付与したポイントについては、未利用分をポイント引当金として計上してはいましたが、ポイントを付与した時点でこれを契約負債として計上し、ポイントが行使され、追加的な財又はサービスが顧客に移転した時点、又はその行使期限が終了した時点で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」に含めて表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表は、その他流動負債が7,493千円増加しております。当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高が2,460,265千円減少し、売上原価は939,867千円減少し、販売費及び一般管理費は1,516,876千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ3,522千円減少しております。当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は482千円減少しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。この変更による連結計算書類に与える影響はありませんが、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

4. 会計上の見積りに関する注記

当社グループは、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に見積り、予測を行っております。翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性がある会計上の見積り項目は、非上場株式の評価であります。

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した金額は以下のとおりであります。

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

非上場株式の評価

投資有価証券評価損 40,191千円、投資有価証券 206,952千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 金額の算出方法

当社グループは、保有する非上場株式の会計処理について移動平均法による原価法を採用しており、その評価は投資先の1株当たり純資産額を基礎とした実質価額と株式の取得価額とを比較して、実質価額が株式の取得価額の50%を下回っている場合に減損処理を行っております。なお、実質価額は投資先の超過収益力が反映されて評価される場合があり、減損処理の要否を検討するに当たっては、投資先から事業計画等入手し、これまでの実績等を勘案して当該実質価額に著しい低下がないかどうかを判断しております。

② 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

非上場株式の評価における主要な仮定は、投資先の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローであり、将来キャッシュ・フローの見積りは、適切な権限を有する経営者の承認を得た事業計画に基づく将来の収益予測及び営業利益予測に基づいております。

③ 重要な会計上の見積りが翌連結会計年度以降の連結計算書類に与える影響

当該見積り及び当該仮定について、投資先の事業計画に変更があった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において、当社グループが保有する非上場株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

④ その他の重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、キャピタルゲインはもとより、マーケティング支援など当社グループのアセットを活かしてベンチャー企業の成長に貢献し、ひいては当社グループの事業拡大の加速に向けてベンチャー企業とのシナジー効果を狙うなど、多面的な効果を期待し、独自の強みをもつベンチャー企業への投資を積極的に進めております。

当連結会計年度において、当社は、キャピタルゲインのほか、将来的なキャリア関連メディアの補強などを企図し、HR Tech*市場におけるクラウド採用管理ツールの運営を事業とするベンチャー企業である株式会社ネットオンへ48,000千円を出資しております。

同社への出資に当たっては、主として飲食業やサービス業をはじめとする中小企業の採用活動のテクノロジー化において、同社のクラウド採用管理ツールの需要が高まると見込まれることに超過収益力があると判断し、当該超過収益力を加味した価額により取得しています。

当社グループでは、当該超過収益力については同社の将来の事業計画を基礎として評価しております。

これに含まれる主要な仮定は、クラウド採用管理ツールの有料ユーザー数増加率、平均単価及びユーザー獲得単価であり、このうち有料ユーザー数増加率については国内HR Tech市場の影響を受ける可能性があり、また新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しております。なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、2023年9月までには回復に向かうという仮定に基づいております。

*HR Tech：人事・人材領域におけるテクノロジーを活用したサービスの総称

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

52,348千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは事業活動に必要な資金は、主に内部資金を源泉とし、必要に応じて銀行借入等により調達することとしており、一時的な余資は安全性及び流動性の高い金融資産で運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引先別の期日管理及び残高管理を行うことによりリスク軽減を図っております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(i)信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社では営業債権について、経理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(ii)資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社の各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
差入保証金	303,903	304,045	141
資産計	303,903	304,045	141

(注) 1. 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 「売掛金」「未収入金」「買掛金」「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（千円）
非上場株式	155,676
投資事業有限責任組合出資金	51,275
関係会社株式	63,879

(注) 投資事業有限責任組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針31号 2019年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	304,045	—	304,045

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、返還時期を見積ったうえで、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	マーケティングソリューション	コンシューマサービス	
顧客との契約から生じる収益	2,339,912	13,055,958	15,395,871
外部顧客への売上高	2,339,912	13,055,958	15,395,871

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (7) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高等

当社及び連結子会社の契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充

足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	339円40銭
(2) 1株当たり当期純利益	25円36銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2021年4月1日期首残高	1,281,828	1,524,548	392,362	1,916,910	509,282	509,282	△658,214	3,049,806
当期変動額								
新株の発行(新株予約権の行使)	3,666	3,666		3,666				7,332
剰余金の配当					△94,544	△94,544		△94,544
当期純損失					△82,301	△82,301		△82,301
自己株式の取得			200	200			△1,205	△1,004
自己株式の処分			△35,143	△35,143			77,157	42,013
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
当期変動額合計	3,666	3,666	△34,942	△31,276	△176,845	△176,845	75,951	△128,503
2022年3月31日期末残高	1,285,494	1,528,214	357,419	1,885,634	332,437	332,437	△582,262	2,921,303

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2021年4月1日期首残高	△699	△699	6,356	3,055,463
当期変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)				7,332
剰余金の配当				△94,544
当期純損失				△82,301
自己株式の取得				△1,004
自己株式の処分				42,013
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	2,645	2,645	△17	2,627
当期変動額合計	2,645	2,645	△17	△125,876
2022年3月31日期末残高	1,945	1,945	6,338	2,929,587

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等
以外のもの
- ・市場価格のない株式等

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

移動平均法による原価法を採用しております。

② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

③ 棚卸資産

- ・未成制作費

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法を採用しております。）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～15年

工具器具備品 4年～15年

② 無形固定資産

定額法によっております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

（主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点）

① 広告掲載に係る収益認識

広告掲載においては、主に当社が運営するメディア等に広告主と合意した契約条件に基づき、掲載期間にわたって広告を掲載する履行義務を負っており、当該掲載期間において収益を認識しております。

② 広告の配信に係る収益認識

広告の配信においては、主に当社が運営するメディアにおいて各種広告の配信を行う履行義務を負っており、顧客との契約において合意された成果が得られた時点等で収益を認識しております。

なお、上記のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する役務と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

また、上記取引の対価はいずれも履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね3か月

以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

② 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来、本人取引として計上していたコンテンツマーケティング及びコンテンツ提供による取引について、顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として純額で収益を認識しております。広告掲載やイベント開催による取引については、従来の基準に比して収益認識期間のずれが生じるため、それぞれの履行義務の充足時期に対応して収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当事業年度より「受取手形」及び「売掛金」に含めて表示しております。

この結果、当事業年度の売上高が39,008千円減少し、売上原価が39,008千円減少しておりますが、利益剰余金の当期首残高に影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

当社は、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に見積り、予測を行っております。翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性がある会計上の見積り項目は、非上場株式の評価であります。

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類に計上した金額及び識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報は以下のとおりであります。

(1) 非上場株式の評価

投資有価証券評価損 40,191千円、投資有価証券 206,952千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の「4. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 42,794千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権 290,992千円

短期金銭債務 18,195千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 321,883千円

売上原価 110,226千円

販売費及び一般管理費 485,732千円

営業取引外の取引 7,977千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 373,699株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
貸倒引当金	7,749
未払事業税等	2,483
投資有価証券	46,464
関係会社株式	89,199
一括償却資産	3,471
減価償却超過額	13,248
資産除去債務	22,153
株式報酬費用	15,535
繰越欠損金	27,276
その他	2,259
繰延税金資産小計	<u>229,840</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	<u>△27,276</u>
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	<u>△178,336</u>
評価性引当額小計	<u>△205,612</u>
繰延税金資産合計	<u>24,228</u>
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△20,984
その他	<u>△858</u>
繰延税金負債合計	<u>△21,843</u>
繰延税金資産の純額	2,384

8. 関連当事者に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	株式会社NTTドコモ	(被所有)直接 15.4	役員の兼任	コンテンツの提供(注)	321,483	売掛金	49,012

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) コンテンツの提供価格は、市場の実勢価格を勘案して決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社オールアバウトナビ	(所有)直接 46.4	役員の兼任 資金の借入	借入金の返済(注)	17,099	関係会社短期借入金	643,173
				利息の支払	3,866	—	—
子会社	株式会社オールアバウトライフマーケティング	(所有)直接 100.0	役員の兼任 資金の貸付	貸付金の回収(注)	153,824	1年内回収予定の関係会社長期貸付金	114,285
						関係会社長期貸付金	165,899
				連結納税による個別帰属額	198,430	未収入金	209,134
				利息の受取	3,243	—	—
子会社	株式会社オールアバウトワークス	(所有)直接 100.0	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付(注)	45,000	1年内回収予定の関係会社長期貸付金	16,608
						関係会社長期貸付金	78,866
				利息の受取	613	—	—
子会社	株式会社オールアバウトパートナーズ	(所有)直接 100.0	役員の兼任 資金の借入	資金の借入(注)	40,316	関係会社短期借入金	40,316
				利息の支払	74	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付及び資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

9. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、連結注記表の「8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	215円39銭
(2) 1株当たり当期純損失(△)	△6円07銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社との会社分割(簡易吸収分割))

当社は、2022年2月8日開催の取締役会において、当社の事業の一部を連結子会社である株式会社オールアウトパートナーズ(以下、「AAP」)に承継させる会社分割(以下、「本件吸収分割」)を行うことを決議し、2022年4月1日付で実施いたしました。

1. 本件吸収分割の目的

当社の自社メディアを主体にコンテンツマーケティングサービスの商品企画、営業、広告制作、運用等を行ってきた事業(対象事業)をAAPに移すことにより、自社メディアの枠を超えたマーケットオリエンテッドな価値提案を行い、当社グループのデジタルマーケティング事業を強化することといたしました。

2. 本件吸収分割の概要

(1) 本件吸収分割の効力発生日

2022年4月1日

(2) 本件吸収分割の方式

当社を分割会社とし、AAPを承継会社とする吸収分割(簡易・略式吸収分割)であります。

本件吸収分割は、当社においては会社法第784条第2項の要件を満たす簡易分割、AAPにおいては会社法第796条第1項の要件を満たす略式分割のため、本件吸収分割承認のための株主総会は開催しておりません。

(3) 本件吸収分割に係る割当ての内容

当社の100%子会社との吸収分割であるため、本件吸収分割に際し、株式の割当て、その他対価の交付は行っておりません。

(4) 本件吸収分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項ありません。

(5) 本件吸収分割により増減する資本金

本件吸収分割による資本金の増減はありません。

(6) 吸収分割承継会社が承継する権利義務

本件吸収分割の対象事業を遂行する上で必要とされる資産、債務及びその他の契約上の地位並びにこれに付随する権利義務をそれぞれ承継いたします。

(7) 債務履行の見込み

当社及びA A Pは、本件吸収分割の効力発生日以降に弁済期が到来する債務につき、履行の見込みに問題はないと判断しております。

3. 本件吸収分割の当事会社の概要（2021年9月30日現在）

	分割会社	承継会社
(1) 名称	株式会社オールアバウト	株式会社オールアバウトパートナーズ
(2) 所在地	東京都渋谷区恵比寿南1丁目15番1号	東京都渋谷区恵比寿南1丁目15番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 江幡 哲也	代表取締役社長 岩水 篤史
(4) 事業内容	専門ガイドによる総合情報サイトの運営 インターネット広告事業	インターネット広告事業
(5) 資本金	1,285,494千円	4,950千円
(6) 設立年月日	1993年3月	2021年4月
(7) 発行済株式数	13,945,500株	1株
(8) 決算期	3月末	3月末

4. 本吸収分割後の状況

本件吸収分割による当社及びA A Pの名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期の変更はありません。

5. 実施する会計処理の概要

本件吸収分割は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として処理を行う予定であります。